

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年7月6日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 御中

照会者名 オータ事務所行政書士法人
代表 太田 ミエ子

所在地 東京都新宿区西新宿 6-5-1
新宿アイランドタワー 6F

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条、第16条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

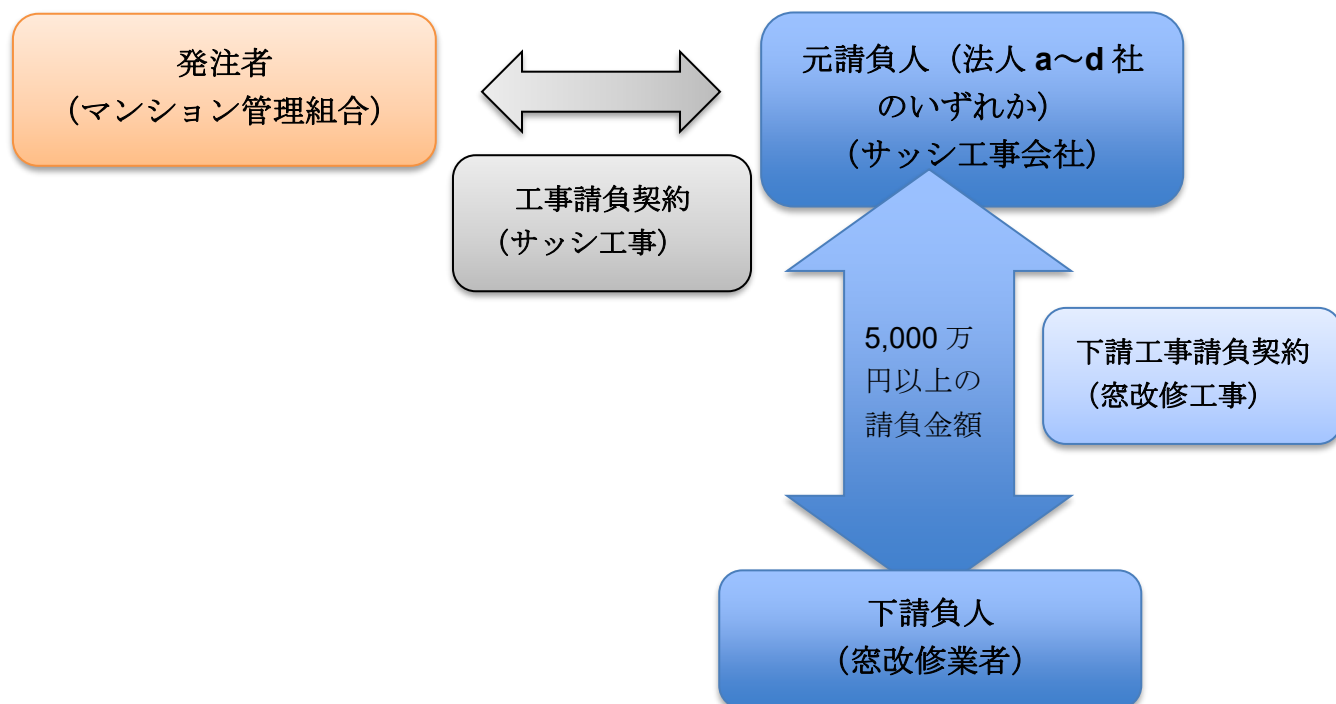
本件照会の依頼人であるA社では分譲集合住宅の窓（アルミサッシ）の一斉改修工事をマンション管理組合から請け負い、サッシ工事を行っている。近年の窓改修工事の増加に伴い、A社の工事能力を超える改修工事の引合については、他の窓改修工事会社（サッシ販売店等）に発注者であるマンション管理組合を紹介し工事請負契約となった場合には、A社から当該サッシ工事会社へ製品（サッシ）を販売しようと考えている。今後、協働を行う工事会社の募集にあたり、建設業許可の取得状況にバラツキがあるため、以下の場合において、当該サッシ工事会社が元請として契約・工事を行うことが可能かを照会したい。

工事内容

- ・主たる製品は改修用（カバー工法）アルミサッシ
- ・マンションの既存アルミサッシ枠に新しいサッシ枠を被せてビスで固定する
- ・マンション管理組合がサッシ工事会社（法人）へ工事を発注する
- ・サッシ工事会社は資格者を現場に配置し元請として工事を監理する

- ・サッシの取付は、窓改修業者へ下請契約する。

契約者の関係（契約及び施工体制）



上記の場合において窓改修業者への下請代金が 5,000 万円以上の場合について以下①～④においてサッシ工事会社（法人 a～d 社）が元請として契約を締結し、下請負人に工事を請け負わせることは可能か。

- ① 特定建設業許可 建具工事業を有する法人 a 社
- ② 特定建設業許可 建築一式工事を有する法人 b 社
- ③ 特定建設業許可 建築一式工事の許可と一般建設業許可 建具工事業を有する法人 c 社
- ④ 一般建設業許可 建具工事業の許可を有する法人 d 社

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

照会者見解：マンション管理組合と元請契約を締結するには、建具工事業の特定建設業許可を有する必要がある。なぜなら、当該組合から請け負うサッシ改修工事は建具工事業に該当するうえ、5,000 万円以上の下請契約を締結するためには特定建設業許可を有している必要があるためである。

その為、①の a 社のみ発注者（マンション管理組合）から直接請負う元請負人になりえる。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しません。

5. 連絡先

〒163-1349 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー6階
オータ事務所行政書士法人 担当 大森謙一
TEL03-3340-3211 FAX 03-3340-3320